

修学旅行に際しての確認事項

1 キャンセル料発生時（9月29日）から出発時において、修学旅行の実施が確認できる状況での**参加は次の生徒とする。**

- ・新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ等の感染症に罹患していない生徒。
- ・発熱及び体調不良でない生徒。
- ・第2学年が臨時休業（学年閉鎖）をしていない場合及び第2学年のクラスで臨時休業（学級閉鎖）になっていないクラスの生徒。
- ・参加予定の生徒の保護者から**参加同意書が提出されていること。**

2 ご承諾いただくこと ①

- (1) 計画の中止及び変更の可能性がある場合、実施しなかった活動費用が保護者負担になる可能性があります。
- (2) 修学旅行は私費負担であるため、天候及び自然状況、または個人の都合等で、修学旅行の全部または一部が実施できない状況になった場合に発生するキャンセル料は全て保護者負担となります。
- (3) 旅行中に「発熱」や「風邪」の症状が続く場合、別室にて様子を見るなどし、現地病院が受診可能となっている場合、病院受診いたします（受益者負担）。その場合、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により、活動に参加できない可能性があります。

また、症状や状況により帰阪時は、大阪国際空港（伊丹）または関西国際空港（関空）まで保護者の迎えが必要と判断される場合は必ず保護者の方に迎えに来ていただきます。

3 感染症等に係る対応について

(1) 生徒に新型コロナ・インフルエンザ等のり患が確認されたときの対応のめやす

時期	生徒の状況	左記生徒の修学旅行への参加の可否等	修学旅行の実施・継続
前日	新型コロナ・インフルエンザ等感染症にり患中で明日（出発日）はまだ解除にならない。	不可	実施
	新型コロナ陽性者または、インフルエンザり患中だが、解除になった場合	可	
	学年閉鎖および学級閉鎖が解除になった場合	可	
出発時	第2学年が臨時休業（学年閉鎖）	不可	実施不可
	在籍するクラスが臨時休業（学級閉鎖）	学級閉鎖のクラスの生徒のみ不可	実施
	新型コロナ感染症 及びインフルエンザにり患中	不可	実施
出発後	発熱・風邪症状等	別室待機、場合によっては病院受診	実施

(2) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの出席停止期間

※ 新型コロナウイルス感染症

発症した日の翌日から5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨すること。

※ インフルエンザ

発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

- ・出席停止が解除された翌日の登校初日は、「治癒証明書」「診断書」の提出は不要。ただし、薬の処方等調剤日など日付が記載された書類（薬剤情報提供書等）を担任に渡してください。（担任がコピーを取らせていただいた後、原本は返却します。）

・学級閉鎖

『感染症に【り患】または【り患の疑い】がある欠席者が、クラスの生徒数の約 15%に達した時、学校医・教育庁保健体育課と協議し臨時休業（学級閉鎖）を実施する』

※新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは別の疾患として取り扱い合算しない。

※ 最近よく聞く手足口病・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症は、その他の感染症に分類（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザは第2種感染症）されており、
出席停止にはならない。

・感染症予防のための留意事項

- | | |
|----------|-------------|
| 1 換気の確保 | 2 手洗い等の手指衛生 |
| 3 咳エチケット | 4 マスクの使用 |

4 ご承諾いただくこと ②

- ・出発日が、学級閉鎖中のクラスは修学旅行に参加できません。それに伴うキャンセル料は保護者負担となります。（発熱等体調の悪い場合、医療機関での検査（コロナ、インフルエンザ）をできるだけ受けてください。）
- ・出発日の朝、体調不良の場合は参加しないでください。
- ・行程中、体調不良になった場合は宿舎等での待機となり、その間の行程中の体験活動等の不参加による料金の返金はありません。また、最終日に体調不良になった場合、宿舎からできるだけ早めに空港に向かい、空港で待機する場合があります。
- ・元気であっても、マスクを必ず持参してください。（1日1枚・・・必要最小限5枚）
- ・薬は必ず各自で持参してください。（痛み止め・解熱剤・腹痛薬・酔い止め等）

（※学校は薬の用意はいたしません。）

- ・**エピペン等、薬の服用が必須な生徒（医師からの指示）は、担任が朝の集合時に確認します。（朝の集合時に忘れた場合、原則、それ以降の修学旅行には参加できません。）**

インフルエンザの出席停止期間

【発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。】

例えば、発症後 2 日目に解熱した場合



例えば、発症後 4 日目に解熱した場合

